

花輪地域づくり協議会一般事務局員(臨時)募集要項

令和5年9月27日
花輪地域づくり協議会

令和5年10月からの花輪地域づくり協議会の職員の募集を次のとおり行います。

1 募集区分、募集人員及び職務内容

採用は、次の区分で行います。

	募集区分	募集予定人員	職務内容
一般事務職	一般事務局員(臨時)	1名	花輪地域づくり協議会の事業等の一般事務。

※ 協議会の事業

- ① 文化及び生涯学習の振興に関すること。
- ② 前号以外の地域づくり活動に関すること。
- ③ 花輪市民センターの管理運営に関すること
- ④ 各種団体の連絡調整に関すること

※ 事務局の業務

- ① 協議会業務（市から受託する市民センターの指定管理業務を含む）の企画調整に関すること。
- ② 総会、運営委員会その他会議に関すること。
- ③ 会則その他諸規程に関すること。
- ④ 協議会の事業の補助作業に関すること。

【活動内容について詳細は花輪市民センターのホームページをご覧ください。市民センター窓口にお問い合わせください。】

2 応募資格等

次に掲げる要件に該当する人が受験できます。

(1) 応募資格

- ア パソコンを操作できる方。
- イ 土曜日、日曜日の勤務も可能な方

本会は、市民センターを拠点に地域に必要なことを自ら考え「地域づくり活動」として展開していくために、平成18年1月に設立された組織で、平成20年度から花輪市民センターの指定管理者となっています。社会教育や生涯学習に強い関心があり、地域をよくしたいという思いにあふれ、そのために積極的に動こうとする意欲をお持ちの方を歓迎します。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 採用期日（勤務開始）

令和5年10月から令和6年3月31日

4 試験方法

(1) 面接試験・口頭試問

面接及び口頭試問により採用職種の職務遂行上必要な素質及び適格性について審査します。

ア 日 時

受験者と相談しながら随時行います。

受付時間・試験時間は追って連絡します。

イ 場 所

鹿角市花輪市民センター（コモッセ内、鹿角市花輪字八正寺13番地）

電話 （0186）23-3351

(3) 審査結果

各審査結果は、全員に通知します。

5 勤務条件

(1) 雇用期間 令和5年10月から令和6年3月31日まで（更新なし）

(2) 勤務場所 鹿角市花輪市民センター 鹿角市花輪字八正寺13番地

(3) 勤務時間 8：30～17：15 （実働8時間00分）

週平均40時間00分

(4) 休日など 週休2日 土曜・日曜・祝日（ただし休日の振替等あり）

ほか年次有給休暇、年末年始などの特別休暇あり。

(5) 給 与 (鹿角市臨時的任用職員任用管理規定による)

ア 基本賃金 月額 147,181円

※ 時間外勤務手当・休日勤務手当あり

イ その他 通勤手当 (2km以上、上限5,000円)。賞与はありません。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険加入

6 応募手続き

(1) 応募書類

ア 履歴書 (市販のもので可。自筆、上半身正面脱帽の写真貼付)

※ 不採用の場合、応募書類は事業主の責任で廃棄します。

(2) 応募方法

ア 上記書類を、花輪市民センター内の協議会事務局に提出してください。

イ 郵送による場合は、応募書類を封入した封筒に「花輪地域づくり協議会職員応募」と朱書きし、花輪市民センター宛てに送付してください。

*採用試験に係るお問い合わせ、応募書類の提出等は次までお願いします。

郵便番号 018-5201 秋田県鹿角市花輪字八正寺13番地 (コモッセ内)
花輪地域づくり協議会 (鹿角市花輪市民センター内)
電話 (0186) 23-3351 (担当: 川口)